8-1-2 騒音

(1) 調査

1) 調査の基本的な手法

「一門豆のを不りな」は	
調査項目	調査の手法及び調査地域等
・騒音(一般環境騒音、 道路交通騒音)の状況	文献調査;道路交通騒音関連の文献、資料を収集し、整理した。
・地表面の状況 ・沿道の状況	現地調査;騒音(一般環境騒音、道路交通騒音)の状況:「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示64号)に定める測定方法に準拠した。 地表面の状況:現地調査により把握した。 沿道の状況:文献調査により、沿道の状況の文献、資料を収集し、整理した。また、現況把握のために現地調査を行った。
	調査地域;対象事業実施区域及びその周囲の内、非常口(都市部)、地下駅、変電施設を対象に、工事の実施時における建設機械の稼働若しくは資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は鉄道施設(換気施設)の供用に係る騒音の影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
	調査地点;現地調査の調査地点は、住居等の分布状況を考慮し、一般環境 騒音及び道路交通騒音の現況を適切に把握できる地点を設定 した。なお、交通量は道路交通騒音と同地点とした。 調査地点を表 8-1-2-1、表 8-1-2-2 に示す。
	調査期間;一般環境騒音:平日の1日(24時間)×1回 道路交通騒音:平日の1日(24時間)×1回

表 8-1-2-1 現地調査地点(一般環境騒音)

地点 番号	区市名	所在地	計画施設	用途地域
01	港区	港南	地下駅 換気施設	商業地域
02	品川区	北品川	非常口(都市部) 換気施設 変電施設	第一種中高層住居専用地域
03	大田区	南千束	非常口(都市部) 換気施設	第一種低層住居専用地域
04	川崎市	麻生区片平	非常口(都市部) 換気施設	指定なし
05	町田市	小野路町	非常口(都市部) 換気施設	第一種中高層住居専用地域
06] H1 H1 II1	上小山田町	非常口(都市部) 換気施設	指定無し

表 8-1-2-2 現地調査地点(道路交通騒音)

地点 番号	路線名	計画施設	地域類型
01	港区特別区道 1119 号線	地下駅	C 地域
02	品川区特別区道Ⅲ-12 号線	地下駅	C 地域
03	都道 317 号(山手通り)	換気施設 変電施設	C地域
04	都道2号(中原街道)	換気施設	C 地域
05	神奈川県道 137 号(上麻生連光寺線)	換気施設	A 地域
06	都道 18 号(鎌倉街道)	換気施設	C 地域
07	市道境 2000 号	換気施設	A 地域

注1. 地域類型の区分は以下のとおり。

A地域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二

種中高層住居専用地域

B地域:第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域

C地域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2) 調査結果

ア. 騒音 (一般環境騒音、道路交通騒音) の状況

7) 文献調査

文献調査による道路交通騒音の調査結果を「第4章 4-2-1 (1) 3)騒音」に示す。

() 現地調査

a)一般環境騒音

現地調査による一般環境騒音の測定結果を、表 8-1-2-3 に示す。

表 8-1-2-3 一般環境騒音の現地調査結果

地点番号	区市名	所在地	騒音レベルの 上端値 (d		等価騒音レー (d	ベル(L_{aeq}) B)
			昼間	夜間	昼間	夜間
01	港区	港南	59	55	56	52
02	品川区	北品川	61	54	56	50
03	大田区	南千束	55	50	52	46
04	川崎市	麻生区片平	42	38	40	36
05	町田市	小野路町	59	56	55	51
06	₩1 LTT 1 1	上小山田町	49	38	48	36

注 1. 昼間:6:00~22:00、夜間:22:00~翌6:00

b) 道路交通騒音

現地調査による道路交通騒音の測定結果を、表 8-1-2-4 に示す。2 地点において環境基準を満たしていなかった。

表 8-1-2-4 道路交通騒音の現地調査結果

地点		等価騒音レベル (L _{Aeq}) (dB)				
番号	路線名	調査	結果	環境	基準	地域類型
		昼間	夜間	昼間	夜間	
01	港区特別区道 1119 号	62	58	65	60	C 地域
02	品川区特別区道Ⅲ-12号	64	60	70	65	C 地域
03	都道 317 号(山手通り)	68	64	70	65	C 地域
04	都道2号(中原街道)	72	69	70	65	C 地域
05	神奈川県道 137 号(上麻生連 光寺線)	64	60	70	65	A 地域
06	都道 18 号 (鎌倉街道)	70	66	70	65	C 地域
07	市道境 2000 号	66	61	60	55	A 地域

注1. 昼間:6:00~22:00、夜間:22:00~翌6:00

注2. 地域類型の区分は以下のとおり。

A地域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中

高層住居専用地域

B地域:第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域

C 地域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

イ. 地表面の状況

調査地域における地表面の状況を、表 8-1-2-5 に示す。

表 8-1-2-5(1) 地表面の状況の現地調査結果(一般環境騒音)

_				T-11-11 (120-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
	地点 番号	区市名	所在地	地表面の種類
	01	港区	港南	アスファルト舗装
	02	品川区	北品川	アスファルト舗装
	03	大田区	南千束	裸地
	04	川崎市	麻生区片平	アスファルト舗装
	05	町田市	小野路町	裸地
	06	〒111	上小山田町	草地

表 8-1-2-5(2) 地表面の状況の現地調査結果(道路交通騒音)

地点 番号	路線名	地表面の種類
01	港区特別区道 1119 号	アスファルト舗装
02	品川区特別区道Ⅲ-12 号	アスファルト舗装
03	都道 317 号(山手通り)	アスファルト舗装
04	都道2号(中原街道)	アスファルト舗装
05	神奈川県道 137 号 (上麻生連光寺線)	アスファルト舗装
06	都道 18 号(鎌倉街道)	アスファルト舗装
07	市道境 2000 号	アスファルト舗装

ウ. 沿道の状況

7) 文献調査

文献調査による交通量の調査結果を「第4章 4-2-1 (1) 3)騒音」に示す。

() 現地調査

現地調査による交通量の測定結果を、表 8-1-2-6 に示す。

表 8-1-2-6 交通量の現地調査結果

地点	路線名		交通量 台/日	3
番号	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	大型車	小型車	合計
01	港区特別区道 1119 号	315	1,625	1, 940
02	品川区特別区道Ⅲ-12号	1, 554	6, 202	7, 756
03	都道 317 号(山手通り)	4, 301	23, 383	27, 684
04	都道2号(中原街道)	5, 619	40, 921	46, 540
05	神奈川県道 137 号(上麻生連光 寺線)	1, 200	9,004	10, 204
06	都道 18 号 (鎌倉街道)	3, 498	19, 863	23, 361
07	市道境 2000 号	835	9, 865	10, 700

(2) 予測及び評価

1) 建設機械の稼働

ア. 予測

7) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
建設機械の稼働に係	予測手法;音の伝搬理論に基づく予測式 (ASJ CN-Model 2007 ⁽¹⁾) とした。
る騒音	予測地域;建設機械の稼働に係る騒音の影響を受けるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。
	予測地点;予測地域の内、住居等の分布状況を考慮し、建設機械の稼働に係る騒音の影響を適正に予測することができる工事範囲境界から0.5m 離れの地点を設定した。なお、予測高さは、地上1.2m とした。 予測地点を表8-1-2-7に示す。
	予測時期;工事により発生する騒音が最大となる時期とした。

注 1. (1): ASJ CN-Model 2007 は建設工事騒音を予測するための計算式。騒音の発生源となる建設機械の状況等をもとに、予測地点における建設機械の稼働に伴う騒音の程度を算出することができる。

表 8-1-2-7 予測地点

地点 番号	区市名	所在地	位置	対象	用途地域
01	港区	港南		地下駅	商業地域
02	品川区	北品川	工事範囲境	非常口(都市部) 変電施設	準工業地域
03	大田区	東雪谷	界から 0.5m	非常口(都市部)	第一種中高層住居専用地域
04		能ヶ谷	離れの地点	非常口(都市部)	第一種低層住居専用地域
05	町田市	小野路町		非常口(都市部)	第一種低層住居専用地域
06		上小山田町		非常口(都市部)	指定無し

(1) 予測結果

工事中における建設機械の稼働に係る騒音の予測結果を、表 8-1-2-8 に示す。

表 8-1-2-8 建設作業騒音の予測結果

地点 番号	区市名	所在地	工種	建設機械	規格	合成騒音 レベル (dB)	
, , ,					掘削機	BMX	(42)
				バックホウ	0. 7m ³	-	
01	港区	港南	路上連壁工	バックホウ	0. 2m ³	68	
				クローラクレーン	60t		
				クローラクレーン	8t		
				クローラードリル	130ps		
				コンクリートポンプ車	90~110m³/h		
				クローラクレーン	750t		
				クローラクレーン	200t		
02	品川区	北品川	シールド機	クローラクレーン	100t	76	
02	полода	1L00/1	発進準備工	クローラクレーン	4. 9t	76	
				バックホウ	0.8m^3		
				バックホウ	0.45m^3		
				ラフテレーンクレーン	50t		
				ラフテレーンクレーン	25t		
03	大田区	東雪谷	到達・発進防護工	クローラードリル	130ps	75	
03	八田区	米当位	到度·光准例護工	ラフテレーンクレーン	25t	75	
04		能ヶ谷	到達防護工	クローラードリル	130ps	75	
04		配り行	判建的废工	ラフテレーンクレーン	25t	75	
				クローラードリル	130ps		
			シールド機	コンクリートポンプ車	$90\sim 110 \text{m}^3/\text{h}$		
05	05 小野路町	小野路町	発進準備工	クローラクレーン	100t	75	
			光连华佣工	クローラクレーン	4.9t	7	
				ラフテレーンクレーン	25t		
			クローラードリル	130ps			
			シールド機	コンクリートポンプ車	90~110m³/h	75	
06		上小山田町	発進準備工	クローラクレーン	100t		
			71.75 T IM I	クローラクレーン	4.9t		
			ラフテレーンクレーン	25t			

イ. 環境保全措置

本事業では、計画の立案の段階において、「工事現場での防音シートの使用」及び「低騒音型 建設機械の使用」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、建設機械の稼 働による騒音に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-1-2-9 に示す環境保全 措置を実施する。

表 8-1-2-9 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
低騒音型建設機械の採用	適	低騒音型建設機械の採用により、発生する騒音の低減 が見込まれるため、適正な環境保全措置であると考え 採用する。
仮囲い・防音シート等の設 置による遮音対策	適	遮音効果が大きいことから、環境保全措置として採用 する。
工事規模に合わせた建設 機械の設定	適	適正な機械の設定により必要以上の建設機械の配置 及び稼働を避けることで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。
建設機械の使用時における配慮	適	建設機械の使用にあたって、高負荷運転の防止、アイドリングストップの推進などにより、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。
建設機械の点検・整備による性能維持	適	適切な点検、整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。
工事の平準化	適	工事の平準化により片寄った施工を避けることで、騒音の局地的な発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が蓄積されていると判断でき、予測の不確実性 の程度が小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると 判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しない。

工. 評価

7) 評価の手法

評価手法

・回避又は低減に係る評価

事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているか否かについて見解を明らかにすることにより評価を行った。

・基準又は目標との整合性の検討

予測結果について、表 8-1-2-10 に示す「騒音規制法」(昭和 43 年 法律第 98 号)に定める「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び各地方公共団体により定められる基準等(「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に係る指定建設作業の基準値)との整合が図られているか検討を行った。

表 8-1-2-10(1) 特定建設作業に係る騒音の規制基準

(騒音規制法第14条第1項及び第15条第1項)

(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)

(昭和46年東京都告示第917号)

規制種別	区域の区分	騒音規制法			
基準値	1号・2号	85dB を超える大きさでないこと			
1号		午後7時~午前7時の時間内でないこと			
作業時間	2 号	午後10時~午前6時の時間内でないこと			
1日あたりの作業時間	1号	10 時間/日を超えないこと			
1日めたりの作業時間	2 号	14 時間/日を超えないこと			
作業日数	1号・2号	連続6日を超えないこと			
作業日	1号・2号	日曜日その他の休日ではないこと			

注 1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

1 号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域の内学校、病院等の周囲おおむね80メートル以内の地域
2 号区域	工業地域の内学校、病院等の周囲おおむね80メートル以外の地域

表 8-1-2-10(2) 指定建設作業に係る騒音の規制基準

(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第125条別表第9)

(平成12年 条例第215号)

(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第61条別表第14)

(平成13年 規則第34号)

指定建設作業	敷地境界線 における	作業時間		1日における 延べ作業時間		同一場所における 連続作業期間		日曜・ 休日に
有 足是放作素	にわける 騒音	1 号 区域	2 号 区域	1 号 区域	2 号 区域	1 号 区域	2 号 区域	おける 作業
1. くい打機(もんけんを除く)、くい抜き機若しくはくい打くい抜機(加圧式くい打くい抜き機を除く)を使用する作業又はせん								
れ機を使用するくい打設作業 2. 鋲打機又はインパクトレンチを使用する		午	午					
作業 3. さく岩機又はコンクリートカッターを使		前	前	10	14			
用する作業* 4. ブルドーザー、パワーショベル、バックホ		7	6	10	11			
ウその他これらに類する掘削機械を使用 する作業*	80dB	時	時	時	時	6	6	禁
5. 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他		\$	5	間	間	目	目	
これらに類する締固め機械を使用する作業* 6. コンクリートプラント又はアスファルト		午	午			以	以	
プラントを設けて行う作業又はコンクリートミキサー車を使用するコンクリート		後	後	以	以	内	内	止
の搬入作業 7. 原動機を使用するはつり作業及びコンク		7	10	内	内			
リート仕上作業(さく岩機を使用する作業 を除く。)		時	時					
8. 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業*(さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。)	85dB	* *	**					
適用除外		A, B,	C, D	A,	В	A、	В	A, B, C, D, E, F

- 注 1.1 号区域:第一種、第二種低層住居専用地域、第一種、第二種中高層住居専用地域、第一種、第二種住居地域、 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域の内学 校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域
- 注 2.2 号区域: 工業地域の内学校、病院等の周囲おおむね 80m 以外の区域
- 注3. *:作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超 えない作業に限る。
- 注 4. **: 大型車両の通行規制地域における 6. の作業にあたっては、1 号区域では午後 9 時まで、2 号区域では午後 11 時まで。
- 注 5. 適用除外欄 A~F の要件
 - A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
 - B 人の生命、身体の危険防止作業
 - C 鉄道の正常運行確保に必要な場合
 - D 道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合
 - E 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合
 - F 商業地域であって、周囲の状況等から知事が日曜日その他の休日に行わせても地域の環境保全に支障がないと認めた場合(指定建設作業のみ)

(1) 評価結果

a)回避又は低減に係る評価

本事業では、建設機械の稼働に係る騒音の影響を低減する環境保全措置として、「低騒音型建設機械の採用」、「仮囲い・防音シートの設置による遮音対策」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検・整備による性能維持」、「工事の平準化」を図る。したがって、事業者により実行可能な範囲内で環境影響を低減できるものと評価する。

b) 基準又は目標との整合性の評価

予測結果は表 8-1-2-11 に示すとおり、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する 基準」(昭和 43 年厚生省建設省告示第 1 号)及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する 条例」に係る指定建設作業の基準を下回る。

以上より、建設機械の稼働に係る騒音は、基準又は目標との整合が図られていると評価する。

表 8-1-2-11 評価結果

地点				工事敷地境界	規制基	準(dB)
地点 番号	区市名	所在地	工種	における	指定建	特定建
笛勺				騒音レベル(dB)	設作業	設作業
01	港区	港南	路上連壁工	68		
02	品川区	北品川	シールド機発進準備工	76		
03	大田区	東雪谷	到達・発進防護工	75	80	85
04		能ヶ谷	到達防護工	75	80	00
05	町田市	小野路町	シールド機発進準備工	75		
06		上小山田町	シールド機発進準備工	75		

2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行

ア. 予測

7) 予測手法等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
資材運搬等の車両の運行に 係る騒音	予測手法; ASJ RTN-Model 2008 ⁽¹⁾ を用いた定量的予測とした。
	予測地域;資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の影響 を受けるおそれがあると認められる地域として、調査地域 と同様とした。
	予測地点;予測地域の内、住居等の分布状況を考慮し、資材及び機械 の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の影響を適正に予 測することができる地点として、調査地点と同様とした。 なお、予測高さは、地上 1.2m とした。
	予測時期;工事により発生する工事用車両台数が最大となる時期とした。

注 1. (1): ASJ RTN-Model 2008 は道路交通騒音を予測するための計算式。道路を走行する車両の種類、台数、路面の舗装状況等をもとに、予測地点における車両の走行に係る騒音の程度を算出することができる。

() 予測結果

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の予測結果を、表 8-1-2-12 に示す。

地点 等価騒音レベル(L_{Aeq})(dB) 路線名 昼夜区分 番号 現況値 寄与分 予測値 01 港区特別区道 1119 号 62 2.4 64 昼間 品川区特別区道Ⅲ-12号 02 65 64 0.6 昼間 都道 317 号(山手通り) 03 68 0.8 69 昼間 04 都道2号(中原街道) 昼間 72 0.2 72 神奈川県道 137 号(上麻生 05 0.1 昼間 64 64 連光寺線) 都道 18 号 (鎌倉街道) 06 70 1.0 71 昼間 市道境 2000 号 07 66 1.0 67 昼間

表 8-1-2-12 予測結果

イ. 環境保全措置の評価

7) 環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音による環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-1-2-13 に示す環境保全措置を 実施する。

表 8-1-2-13 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
資材及び機械の運搬に	\	資材及び機械の運搬に用いる車両の適切な点検、
用いる車両の点検・整備 による性能維持	適	整備による性能維持により、発生する騒音の低減
による性能維持		が見込まれるため、環境保全措置として採用する。
資材及び機械の運搬に 用いる車両の運行計画 の配慮	適	資材及び機械の運搬に用いる車両及び運行ルートの分散化、法定速度の遵守等を行うことにより、 騒音の発生を低減できることから、環境保全措置 として採用する。
工事の平準化	適	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる 車両が集中しないことで、騒音の局地的な発生を 低減できることから、環境保全措置として採用す る。

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が蓄積されていると判断でき予測の不確実性の程度が小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しない。

工. 評価

ア) 評価の手法

評価手法	・回避又は低減に係る評価 事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減 されているか否かについて見解を明らかにすることにより評価を行った。
	・基準又は目標との整合性の検討 予測結果について、表 8-1-2-14 に示す「騒音に係る環境基準」(平成 10 年 環境庁告示第 64 号) に定める「道路に面する地域」の環境基準との整合が図 られているか検討を行った。

表 8-1-2-14 騒音に係る環境基準

平成 10 年環境庁告示第 64 号平成 12 年東京都告示第 420 号

道路に面する地域以外の地域

地域	当てはめ地域	環境基準(dB)		
類型	コ (は 🗷) 坦 – 以	昼間	夜間	
AA	清瀬市の区域の内、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹 丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域	50 以下	40 以下	
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中層高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下	
В	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の 定めのない地域	99 以下	40 以下	
С	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	60 以下	50 以下	

道路に面する地域

地域の類型	環境基準(dB)	
	昼間	夜間
A 地域の内 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域の内 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	GE NIT	CONT
C地域の内車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間(屋内基準)	70(45)以下	65(40)以下

- 注1. 時間の区分(昼間:午前6時から午後10時まで、夜間午後10時から午前6時まで)の等価騒音レベルを評価値と する。
- 注2.「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路を言う。(「騒音に係る環境基準の改正について」(平成10年環大企第257号))
 - ・高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)
 - ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路
- 注3.「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲を言う。
 - ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路:15m、②2車線以上を超える車線を有する幹線交通を担う道路:20m

(1) 評価結果

a)回避又は低減に係る評価

本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の影響を低減させるため、表 8-1-2-11 に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で 低減が図られていると評価する。

b) 基準又は目標との整合性の評価

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の予測結果は、表 8-1-2-15 に示すとおり 道路端において 64~72dB となる。

この内、現況で騒音に係る環境基準 60dB、70dB を超過している地点の予測結果は 67dB、72dB となる。これは現況の騒音レベルが基準を超過しているものであり、資材及び機械の運搬に用いる車両による寄与はほとんどない。

また、現況で騒音に係る環境基準70dB以下となっている地点の予測結果は64~71dBであり、 騒音に係る環境基準70dBを超える地点があるが、資材及び機械の運搬に用いる車両による寄与 は小さく、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の影響は軽微なものであると評価する。

表 8-1-2-15 評価結果

地点	四人 4白 左	等価騒音レベル(L _{Aeq}) (dB)				昼夜区分	
番号	番号 路線名						
01	港区特別区道 1119 号	62	2.4	64	65	昼間	
02	品川区特別区道Ⅲ-12号	64	0.6	65	70	昼間	
03	都道 317 号(山手通り)	68	0.8	69	70	昼間	
04	都道2号(中原街道)	72	0.2	72	70	昼間	
05	神奈川県道 137 号(上麻生連光寺線)	64	0. 1	64	70	昼間	
06	都道 18 号 (鎌倉街道)	70	1.0	71	70	昼間	
07	市道境 2000 号	66	1.0	67	60	昼間	

3) 鉄道施設 (換気施設) の供用

ア. 予測

7) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
鉄道施設の供用に係る 騒音	予測手法;鉄道施設(換気施設)の供用に係る騒音は、換気装置のパワーレベルを推定し、消音設備と多孔板による減音量及び一般的な音の伝搬による距離減衰を考慮して、換気施設からの騒音レベルを求めることにより予測を行った。
	予測地域;鉄道施設(換気施設)の供用に係る騒音の影響を受けるおそれが あると認められる地域として、調査地域と同様とした。
	予測地点;予測地点は、予測地域の内、住居等の分布状況を考慮し、鉄道施設(換気施設)の供用に係る騒音の影響を適切に予測することができる地点を設定した。予測位置は、換気口中心から 20m 及び50m とした。予測高さは、地表から1.2m とした。予測地点を表8-1-2-16に示す。
	予測時期;鉄道施設(換気施設)の供用開始時期とした。

(1) 予測地点

表 8-1-2-16 予測地点

地点 番号	区市名	所在地	位置	区域の区分
01	港区	港南		第3種区域
02	品川区	北品川		第3種区域
03	大田区	東雪谷	換気口中心から	第2種区域
04	町田市	能ヶ谷	20m 及び 50m	第1種区域
05	町田市	小野路町		第1種区域
06	町田市	上小山田町		第2種区域

注1. 区域の区分は、表8-1-2-19に示す「騒音規制法の特定工場等に係る規制基準」(昭和44年東京都告示第157号)による区分

ウ) 予測結果

それぞれの予測地点における、消音設備及び多孔板の設置による減衰量を考慮した鉄道施設(換 気施設)の供用に係る騒音レベルの予測結果を表 8-1-2-17 に示す。

予測値(dB) 地点 区市名 区域の区分 所在地 番号 20m 50m 港区 港南 01 第3種区域 02 品川区 北品川 第3種区域 大田区 東雪谷 03 第2種区域 22 26 04 能ヶ谷 第1種区域 05 町田市 小野路町 第1種区域 上小山田町 第2種区域 06

表 8-1-2-17 予測地点における予測結果

イ. 環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、鉄道施設(換気施設)の供用に係る騒音による環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-1-2-18 に示す環境保全措置を実施する。

次 0 1 2 10						
環境保全措置	実施の適否	適否の理由				
環境対策型換気施設の 採用	適	環境対策型の換気設備の設置を検討することにより、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。				
消音装置の設置	適	換気施設に消音設備及び多孔板を設置することで、騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。				
換気ダクトの曲がり部 の設置	適	換気施設のダクトに曲がり部を設置することで回 折による減音効果により、騒音を低減できること から、環境保全措置として採用する。				
換気施設の点検・整備に よる性能維持	適	適切な点検、整備により換気施設の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。				

表 8-1-2-18 環境保全措置

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が蓄積されていると判断でき、予測の不確実性の程度が小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しない。

工. 評価

7) 評価の手法

,	ш	іші С	J	12
評	価	手法		,

・回避又は低減に係る評価

事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているか否かについて見解を明らかにすることにより評価を行った。

・基準又は目標との整合性の検討

予測結果について、表 8-1-2-19 に示す「特定工場等に係る騒音の規制基準」との整合が図られているか検討を行った。

表 8-1-2-19 特定工場等に係る騒音の規制基準

(騒音規制法第4条第1項) (昭和44年東京都告示第157号)

E 44 A	該当地域	時間の区分				
区域の 区分		朝	昼間	タ	夜間	
凸分		6 時~8 時	8 時~19 時	19 時~23 時	23 時~6 時	
第1種 区域	・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・AA 地域 ・前号に接する地先及び水面	40 dB	45 dB	40 dB	40 dB	
第 2 種 区域	・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・第1特別地域 ・無指定地域(第1、第3、第4種区域を除 く。)	45 dB	50 dB	45 dB	45 dB	
第 3 種 区域	・近隣商業地域(第1特別地域を除く。) ・商業地域(第1特別地域を除く。) ・準工業地域(第1特別地域を除く。) ・第2特別地域 ・前号に接する地先及び水面	55 dB	60 dB	←20 時 55 dB	50 dB	
第 4 種 区域	・工業地域(第1、第2特別地域を除く。) ・第3特別地域 ・前号に接する地先及び水面	60 dB	70 dB	60 dB	55 dB	

ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校(幼稚園含む)、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するものに限る)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内(第1特別地域、第2特別地域を除く)における規制基準は、当該値から5dBを減じた値を適用する。

注 1. AA 地域の指定:平成 12 年 3 月 31 日東京都告示第 420 号(騒音に係る環境基準の地域類型の指定) 特別地域:2 段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲 30m以内の範囲

() 評価結果

a)回避又は低減に係る評価

事業の実施に当たっては、環境保全措置として「環境対策型換気施設の採用」、「消音設備及び多孔板の設置」、「換気ダクトの曲がり部の設置」及び「換気施設の点検・整備による性能維持」の実施により、環境負荷の低減に努める。よって、事業者により実行可能な範囲内で低減されているものと評価する。

b) 基準又は目標との整合性の検討

鉄道施設(換気施設)の供用に係る騒音の評価結果は表 8-1-2-20 に示すとおりであり、「特定工場等に係る騒音の規制基準」より下回っている。よって、基準又は目標との整合性は図られているものと評価する。

表 8-1-2-20 評価結果

地点	区市名	所在地区域の区分		予測個	直(dB)	基準値
番号		17111110	区域の区力	20m	50m	(dB)
01	港区	港南	第3種区域		22	50
02	品川区	北品川	第3種区域			50
03	大田区	東雪谷	第2種区域	26		45
04		能ヶ谷	第1種区域	20		40
05	町田市	小野路町	第1種区域			40
06		上小山田町	第2種区域			45

注1. 規制基準値は「騒音規制法の特定工場等に係る規制基準」(昭和44年東京都告示 第157号)における最も厳しい基準値で比較した。